



盛夏の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第51回土地区画整理審議会の審議内容についてのご報告、及び第52回審議会の開催についてお知らせいたします。

第51回土地区画整理審議会の開催概要

日 時：令和8年5月25日（月） 午前10時から午前11時まで

場 所：駅北口まちづくり事務所 会議室

内 容：（1）令和8年度における予算及び工事予定について（説明）

（2）使用収益開始等の進捗状況について（報告）

（3）議案第1号 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業に係る換地設計基準の変更について（諮問）

（4）議案第2号 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業に係る換地設計の変更について（諮問）

出席者：委員8名、都市整備部長、都市整備部次長、事務局6名

傍聴者：5名

審議内容

（1）令和8年度における予算及び工事予定について（説明）

①令和8年度における予算について

令和8年度和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算について説明を行いました。

②令和8年度における工事予定について

令和8年度工事予定箇所図（裏面参照）をもとに、道路の整備（街路築造工事）、宅地造成工事、ライフラインの整備等の実施箇所について説明を行いました。

（2）使用収益開始等の進捗状況について（報告）

前回の審議会から、新たに使用収益開始した仮換地についての報告をいたしました。
（令和8年4月末日時点）

	画地数 （画地）	権利者数 （人）	使用収益開始地積 （㎡）	使用収益開始率 （％）
①前回審議会までの使用収益開始の宅地 （第50回審議会 令和8年2月16日現在）	111	74	25,866.24	34.95%
②今回の使用収益開始の宅地 （令和8年2月17日～令和8年4月末日時点）	4	4	799.83	1.08%
小計（①+②）	115	78	26,666.07	36.03%

（3）議案第1号 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業に係る換地設計基準の変更について（諮問）

◆換地設計基準変更（変更部分のみ抜粋・要約）

第一工区（市街地再開発事業区域）の換地について以下のとおり定める

- ・市街地再開発事業に参加する権利者の換地を集約する。
 - ・換地を短冊の形状とする。
 - ・小規模宅地でも減歩緩和をしない。
 - ・換地地積の合計と工区面積に差分が生じた場合は、公有地の換地で地積調整を行い、金銭で清算する。
 - ・保留地を設けない。
- ※詳細は、ホームページに掲載しています。

◆審議会から原案のとおり同意する旨の答申をいただきました。

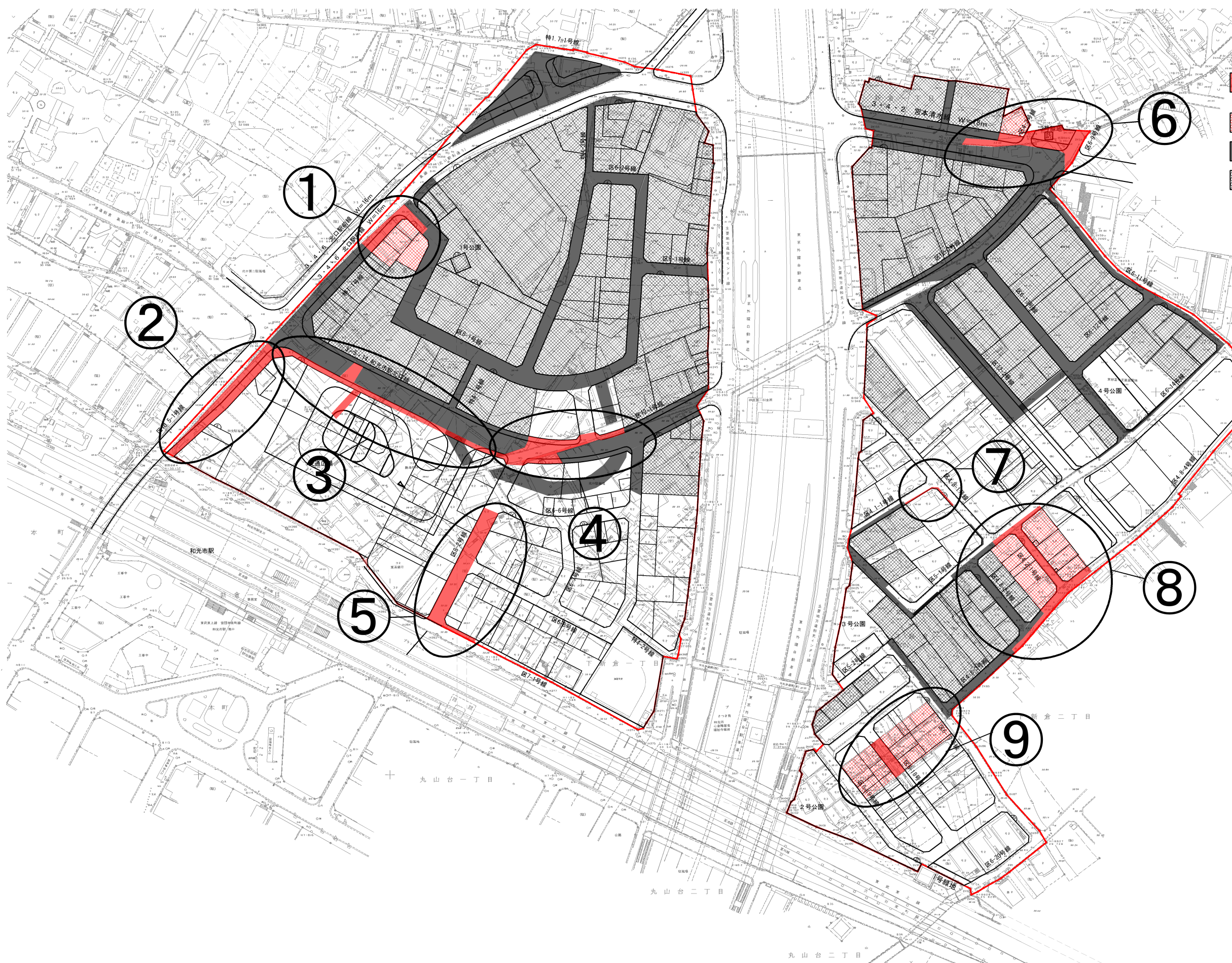
◆換地設計基準（第1回変更）は令和8年5月27日に施行しました。

（4）議案第2号 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業に係る換地設計の変更について（諮問）

個人情報を含む内容のため、非公開で行いました。

（換地設計変更イメージ図は別紙のとおり）

令和 8 年度工事予定箇所図 縮尺 1:200 (A3)



凡例

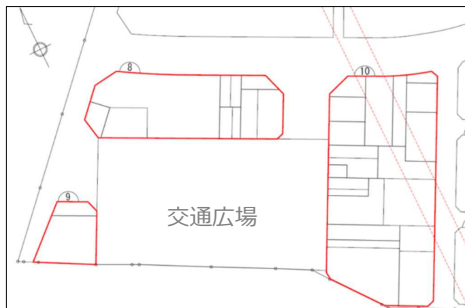
- 令和 8 年度施工箇所（街路築造）
（令和 7 年度繰越工事含む）
- 令和 8 年度施工箇所（宅地造成）
- 過年度施工箇所（街路築造）
- 過年度施工箇所（宅地造成）

発注工事件名 及び 工事概要

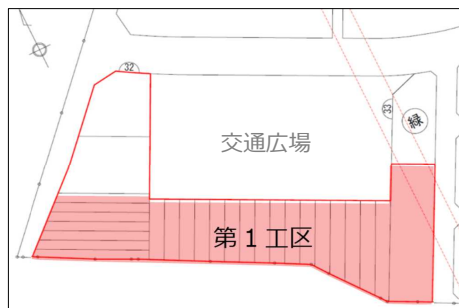
地区 西 側	区画道路築造工事	
	北口駅前線・区8-1号線街路築造工事…(図面①)	
	L=25m + 25m = 50m	
	北口駅前線・区10.5-1号線街路築造他工事…(図面②)	
	L=80m	
	和光市駅北口線街路築造工事…(図面③)	
	L=20m	
	区12-1号線街路築造他工事…(図面④) 【令和7年度繰越工事】	
	L=65m	
	区12-1号線街路築造工事…(図面④)	
地区 東 側	宅地造成工事	
	7街区1・2・14・15画地造成工事…(図面①)	
	A=471m ²	
	上水道工事	
	北口駅前線・区8-1号線配水管新設他工事…(図面①)	
	L=25m + 26m = 51m	
	北口駅前線・区10.5-1号線配水管新設工事…(図面②)	
	L=50m	
	和光市駅北口線・区12-1号線配水管新設工事…(図面③)	
	L=135m	
地区 東 側	下水道工事	
	北口駅前線仮設下水道管布設工事…(図面①)	
	L=20m	
	和光市駅北口線・区12-1号線下水道布設工事…(図面③)	
	L=125m	
	区画道路築造工事	
	宮本清水線・区4-2・6-9号線街路築造他工事…(図面⑥)	
	L=70m + 5m + 5m = 80m	
	区4.1-1・4.8-1号線街路築造工事…(図面⑦)	
	L=18m + 10m = 28m	
地区 東 側	宅地造成工事	
	16街区6画地造成工事…(図面⑥)	
	A=157m ²	
	上水道工事	
	区4.2-1号線配水管新設工事…(図面⑧)	
	L=45m	
	下水道工事	
	宮本清水線下水道管布設工事…(図面⑥)	
	L=70m	
	区4.2-1号線街路築造工事…(図面⑧)	
	L=38m + 34m + 57m = 129m	

◆換地設計変更イメージ図

▼変更前



▼変更後



当日の資料について

今回（第51回）審議会資料及び、過去の審議会の資料は、ホームページからダウンロードが可能です。

右記 QR コードから、ホームページをご覧くださいことが可能ですので、是非ご利用ください。



「和光市駅北口土
地区画整理審議会」
市ホームページ

第52回土地区画整理審議会の開催予定

次回、駅北口土地区画整理審議会を下記の日程で行います。

諮問について個人情報を含む内容のため、すべて非公開で行います。傍聴はできません。

1. 日 時 令和8年7月24日（金）午前10時00分から

2. 場 所 駅北口まちづくり事務所 会議室

3. 議 題

（1）議案第1号 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の

換地計画（第1工区）の決定について（諮問）

（2）議案第2号 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の

換地計画の軽微な修正又は変更について（諮問）

別紙

駅北口まちづくり事務所からのお願い

【地区内における建築行為について】

建物の新築や増改築、工作物の新設や駐車場の新設等をお考えの場合は、土地区画整理法第76条の規定により、原則として建築行為等が制限されていますので、事前にご相談ください。

【各種証明書の取得について】

仮換地証明書または底地証明書等の各種証明書は、駅北口まちづくり事務所にて、無償で交付を受けられます。

各種書類の詳細、取得方法については、市ホームページをご確認ください。

【土地の所有権等の変更について】

売買や相続等で土地の所有者等が変更となった場合、施行者までご一報ください。

詳細は市ホームページにてご確認ください。



「土地区画整理法
第76条の申請」
市ホームページ



「証明書の取得」
市ホームページ



「所有権等の変更」
市ホームページ

人事異動の概要

令和8年4月1日付けの人事異動の報告を行いました。

新たな職員体制のもと、事業の早期完了にむけて取り組んでまいります。

担当	令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から
換地担当	（統括主査）野本 大輔	（所長補佐兼統括主査）野本 大輔
換地担当	（主事補）堤 日菜乃	（主任）安部 純香
補償担当	（所長補佐兼統括主査）内田 竜也	（統括主査）岡部 英明
補償担当	（主事）山田 啓介	（技師補）安野 健汰

●土地区画整理事業・市街地再開発事業に関するお問い合わせ先

〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号

「駅北口まちづくり事務所」 TEL：048-450-1602